

和歌山市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

和歌山市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、和歌山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、和歌山市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、和歌山市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回計画改正時に計画に位置付けるものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
 - i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震改修・建替費用（設計・工事費含む）に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は岡崎・宮北・宮地区の約4,000戸の戸別ポスティングを実施予定。なお、戸別訪問については、令和9年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・令和5年度に実施した住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを作成・公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 360戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 200戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 491戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 112戸
- 【令和5年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 251戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 83戸
- 【令和4年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 279戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 102戸
- 【令和3年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 242戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 98戸
- 【令和2年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 246戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 73戸
- 【令和元年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数 : 282戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 100戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- ・四ヶ郷、安原、有功地区の4,455戸に対し戸別ポスティングを実施
- ・令和4年度に耐震診断を実施した住宅所有者にダイレクトメールを実施
- ・市報わかやま5月号に補助制度掲載
- ・耐震改修事業者リストの作成・公表（県連携）
- ・補助制度を紹介するパンフレットを作成・配布
- ・耐震診断結果の報告時に補助制度の説明を実施

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・広報誌、回覧等により各種補助制度を積極的にPRする
- ・他部局と連携し、幅広い機会を捉えて周知啓発を図る

海南市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

海南市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、海南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、海南市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、海南市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・海南市名高地区の380戸の戸別訪問を実施
 - ・固定資産税納税通知書に住宅耐震化事業の案内を同封することで市内全ての建屋所有者に普及啓発を計る
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：45戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：23戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：52戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：17戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：45戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：13戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：48戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・下津町方南地区の50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明(建築士会連携)
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施（県連携）
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表（県連携）
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・事業促進のため補助制度を広く周知する必要がある

改善策

- ・広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

橋本市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

橋本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、橋本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、橋本市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、橋本市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・学文路、隅田、山田地区の約700戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和13年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：81戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：14戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：49戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：18戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・神野々地区の114戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布
- v) ・橋本市自主防災連絡協議会より依頼を受け、出前講座を実施

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

有田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

有田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、有田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、有田市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、有田市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・糸我地区の270戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：24戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：22戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・下中島・宮原地区の620戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

御坊市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

御坊市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、御坊市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、御坊市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、御坊市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・御坊市内の100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：46戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：17戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：21戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・御坊市内の28戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

田辺市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

田辺市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、田辺市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、田辺市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、田辺市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・300戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：200戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：50戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：247戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：81戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：89戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：24戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：120戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：35戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・年度当初より診断の申し込みが多数あったため戸別訪問は中止
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・市広報紙にて耐震事業の特集を実施、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・民生児童委員に対して住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・商工フェアにて耐震事業の啓発実施
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・広報誌による耐震事業の特集を行ったところ診断の申し込みが増加したため、定期的な掲載を検討。
- ・補助金の上限引き上げが、改修補助申請件数の増加につながったと考えられるため、補助金額を維持する。

新宮市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

新宮市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、新宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、新宮市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、新宮市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は1,000戸の戸別訪問（DMや対面での説明含む）を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：135戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：70戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：122戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：58戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：103戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：51戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：99戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：41戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・1000戸の戸別訪問（DMや対面での説明含む）を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

紀の川市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

紀の川市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、紀の川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、紀の川市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、紀の川市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・350戸の戸別訪問を実施予定※
 - なお、戸別訪問については、令和10年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：60戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：82戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：39戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：46戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：12戸
 - ・耐震ベッド・シェルター実施補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・貴志川地区（岸宮）の61戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

岩出市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

岩出市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、岩出市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、岩出市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、岩出市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は150戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：21戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：71戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：11戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：34戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・吉田地区（吉田団地）に対し戸別訪問を実施（85戸）
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明（71件）
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付（246件）
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、ウェブサイト、庁内デジタルサイネージにより耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

紀美野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

紀美野町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、紀美野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、紀美野町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、紀美野町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：34戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：13戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・高畑地区の6戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

かつらぎ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

かつらぎ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、かつらぎ町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、かつらぎ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、かつらぎ町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・四郷地区の50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：17戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・新城地区、四郷地区等の78戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙（かつらぎ広報5月号）により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

九度山町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

九度山町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、九度山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、九度山町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、九度山町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・戸別訪問を実施※
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・九度山・入郷地区の43戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

高野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

高野町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、高野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、高野町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、高野町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和17年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・住宅耐震化に係る相談会を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・町広報、町ホームページにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

湯浅町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

湯浅町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、湯浅町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、湯浅町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、湯浅町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は500の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：7戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- ii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iii) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

広川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

広川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、広川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、広川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、広川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 町民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
- 【令和5年度】
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
- 【令和4年度】
 - ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・広・南広地区の全世帯に対しチラシのポスティングを実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

有田川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

有田川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、有田川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、有田川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、有田川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和6年度は5130件のダイレクトメールを送付し、耐震診断を促進※
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断の問合せや申込みがあったとき、診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：6戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・耐震に関するダイレクトメールを5130件送付
- ii) ・耐震診断の問合せや申込みがあったとき、診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

美浜町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

美浜町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、美浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、美浜町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、美浜町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・三尾地区・松原の40戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：40戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：36戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：26戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・三尾地区・和田地区・松原の50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

日高町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

日高町住宅・建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、日高町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、日高町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、日高町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・小中・高家地区の100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：14戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・下志賀地区の82戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

由良町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

由良町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、由良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、由良町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、由良町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
なお、戸別訪問については、令和5年度末までに全戸実施済み
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - ・広報誌等で補助限度額の拡充(R7.4.1～)について周知
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：23戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・耐震診断のチラシ及び申請様式の全戸配布を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

印南町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

印南町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、印南町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、印南町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、印南町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和3年度は150戸の戸別訪問を実施
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：17戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・令和3年度は150戸の戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

みなべ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

みなべ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、みなべ町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、みなべ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、みなべ町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

03.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和6年度は43戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：40戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：26戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：14戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・診断済者にダイレクトメールを送付
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者リストの公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

日高川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

日高川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、日高川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、日高川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、日高川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は30戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：15戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・川辺地区の20戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

白浜町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

白浜町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、白浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、白浜町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、白浜町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：15戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：40戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：11戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・令和6年度は50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

上富田町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

上富田町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、上富田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、上富田町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、上富田耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：43戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：14戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- ii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iii) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

すさみ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

すさみ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、すさみ町市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、すさみ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、すさみ町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者
に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
・耐震改修の必要性の周知を実施
・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
- ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
- ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等
による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

那智勝浦町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

那智勝浦町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、那智勝浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、那智勝浦町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、那智勝浦町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・役場まで来られない方の自宅に直接訪問し、耐震診断を促進
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・前年度耐震診断実施者で耐震改修を行っていない住宅所有者に対して文書を送付することで、耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：39戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：11戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・役場まで来られない方の自宅に直接訪問し、制度を説明
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・町内イベント時に防災ブースを設け、制度周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

太地町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

太地町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、太地町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、太地町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、太地町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は太地地区を中心に50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

古座川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

古座川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、古座川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、古座川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、古座川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和7年度は20戸の戸別訪問を実施※
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般町民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和6年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：2戸
- 【令和5年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：実績なし
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：実績なし
- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：実績なし
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：実績なし

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・津波浸水区域22戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・広報誌により耐震診断事業を周知
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・補助制度を紹介するパンフレットを本庁及び各支所に配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

北山村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

北山村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、北山村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、北山村耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、北山村耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・4地区の40戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・4地区の20戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

串本町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目標

串本町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、串本町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、串本町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、串本町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和6年度は500戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和7年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和6年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：44戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和5年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：7戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：24戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和6年度）の取組実績

- i) ・総合支援メニュー補助額の拡充（上限150万円）
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを各戸配布

前年度（令和6年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する